

ケアハウス豊田運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設するケアハウス豊田（以下「施設」という。）が行う老人福祉法に基づく軽費老人ホームの事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員、栄養士及びその他の従業者（以下「従業者」という。）が、身体機能の低下により、自立した日常生活を営むことについて不安がある、若しくは、家族の援助を受けることが困難な高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、生活の場として利用者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス豊田
- (2) 所在地 豊田市野見山町5丁目80番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人（常勤）
施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、面接、援助等の業務を行う。
- (3) 介護職員 2人以上（常勤換算）
利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。
- (4) 栄養士 1人以上
献立作成・栄養量計算、調理上の衛生管理及び調理員の指導して給食業務を行う。

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は、50名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談・助言等の援助
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴設備の提供
- (4) 疾病・災害等緊急時の対応
- (5) 居宅サービスの利用への協力
- (6) 余暇活動の支援

2 事業を提供した場合の額は、豊田市長が定める額とする。豊田市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱に準ずる。

- (1) 事務費
- (2) 生活費

3 居住に要する費用(管理費)を徴収する。(共用部分及び居室にかかる光熱水費は除く。)

4 電気の使用料は、実費を徴収する。

5 水道の使用料は、別表1のとおり徴収する。

6 洗濯機及び乾燥機の使用料は、別表2のとおり徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して、従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して、次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

(平成31年1月24日改正)

この改正は、平成31年1月24日から適用する。

(令和4年6月1日改正)

この改正は、令和4年6月1日から適用する。

(令和4年11月1日改正)

この改正は、令和4年11月1日から適用する。

別表 1

	金額
水道代	1,000 円/月

別表 2

	金額
洗濯機	100 円/回
乾燥機	100 円/回